	2．上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第３条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記１⑴の酒類に限る旨の条件を、酒税法第３条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する範囲につき上記１⑵の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付することができる。 3．税務署長は、次に掲げる場合には、上記１⑴又は⑵に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。 ⑴　総合特別区域法第31条第９項又は第10項の規定により同条第１項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合 ⑵　総合特別区域法第37条第１項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（同法第35条第２項第１号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があった場合 ⑶　総合特別区域法第40条第１項の規定により地域活性化総合特別区域計画について内閣総理大臣の認定が取り消された場合 ⑷　本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合 4．酒税法第７条第３項第３号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。 （※１）　「当該地域活性化総合特別区域内において生産された果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により当該地域活性化総合特別区域内において生産された果実（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として上記１⑴の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該地域活性化総合特別区域内において生産された当該果実を上記１⑴の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。 （※２）　「特区内農産物等に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、災害等により特区内農産物等（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この表において同じ。）を原料として上記１⑵の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記１⑵の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該指定地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該地域活性化総合特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物と同一の種類のもの、上記１の当該地域活性化総合特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものをいう。
同意の要件	特になし。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし。

同中「国交Ｂ006」の次に「国交Ｂ007」を次のように加える。

番号	国交Ｂ007
特定地域活性化事業の名称	地域活性化総合特別区域市町村運営有償運送事業
措置区分	通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	通達「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年９月15日付け国自旅第141号）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	市町村運営有償運送を行おうとする市町村が道路運送法第79条の登録の申請をする際、申請書に添付することとされている自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類は、当該市町村が使用者である自動車の自動車検査証とする。
特例措置の内容	地域公共交通会議等において、運転業務を行う住民が保有する自動車を使用した市町村運営有償運送が行われることについて合意されている場合には、市町村運営有償運送の登録の申請書に添付することとされている自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類について、運転業務を行う住民が使用者である自動車の自動車検査証及び当該住民と市町村との間で締結された契約書又は使用承諾書でも可能とする。この場合、当該登録について以下の①～④の条件を付すこととする。 ①　市町村運営有償運送の運転業務を行う持込自動車の保有者である住民以外の者又は市町村が、運行管理（運送の予約の受付、配車業務を含む。）及び整備管理を実施すること。 ②　運送の引受けは、起終点及び経由地の時刻設定が定時である路線運行を行う場合を除き、事務所において行うこと。 ③　旅客から収受する対価は、市町村の歳入とすること。 ④　市町村が持込自動車による市町村運営有償運送の運送主体であること及び運送に関する責任を負うことについて、条例において明確に定められていること。
同意の要件	運転業務を行う住民が保有する自動車を使用することについて、地域公共交通会議等において協議することが予定されている計画であることが確認できること。
特例措置に伴い必要となる手続	運転業務を行う住民が保有する自動車を使用することについて地域公共交通会議等において協議し、合意した場合には、「総合特区における市町村運営有償運送の用に供する自動車の特例措置願い」を運輸支局長等に提出すること。

別表３を次のように改める。

別表３　全国において実施することとされた規制改革

注）「市町村」には、特別区を含む。

項　　名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
関税暫定措置法第４条（航空機部分品等の免税）の手続きの簡素化	①　自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式（Ｐ―1000）	関税暫定措置法基本通達４－４等	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省